

尼崎市犯罪被害者等支援条例を施行

詳しくは生活安全課 ☎6489・6502へ

尼崎市犯罪被害者等支援条例を施行しました。

同条例は犯罪被害者などが被害状況から回復し、社会の一員として平穏な生活を営むための支援を行うことを目的にしています。

市の責務

市は犯罪被害者などに対する支援に関する施策を策定し、実施します。

◆**支援内容** 相談窓口の設置や、見舞金の支給などの支援を行います。

見舞金の支給などは、犯罪行為が行われた時点で市内在住で、死亡したか1ヵ月以上の期間を要する療養が必要な負傷・

疾病を負った人や、その遺族（市内在住の人に限り）などが対象です。ほかにも要件があります。

市民や事業者などの責務

犯罪被害者などが平穏な生活を営めるように配慮します。

講演会

7月13日(月)午後1時30分～3時、中央公民館で、同条例をテーマに。

◆**定員** 先着100人。

◆**料金** 無料。

申し込み不要。